

エネルギー管理士試験, 研修制度

省エネルギーセンター

2011. 04. 26

資格選任制度

	選任すべき者	必要な資格	資格取得方法
第一種 エネルギー 管理指定工場 (A)	エネルギー管理者	エネルギー管理士	<u>エネルギー管理士試験(a)</u> 合格による取得
			<u>エネルギー管理研修(b)</u> 修了による取得
第二種 エネルギー 管理指定工場 (B)	エネルギー管理員	エネルギー管理士	上記 (a), (b) の通り
		エネルギー管理員	<u>エネルギー管理講習受講 (c)</u> - エネルギー管理講習 (選任後は、3年に1度、資質向上講習を受講しなければならない)

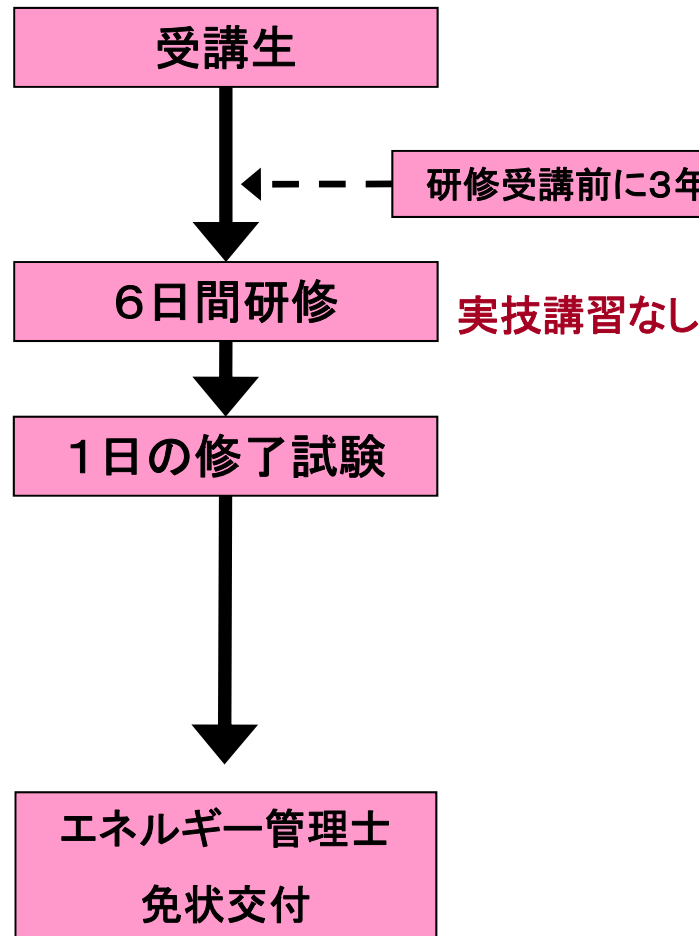
各資格制度の概要

	第一種エネルギー管理指定工場		第二種エネルギー管理指定工場	
	エネルギー管理士 (A)		エネルギー管理員 (B)	
	エネルギー管理士試験	エネルギー管理研修	新規講習	資質向上講習
開催日程等	年1回 8月 (第一週土曜日)	年1回 12月 (中旬)	上期(6月下旬~7月中旬)、 下期(10月中旬~11月中旬)とも 1回以上	年少なくとも1回 2月から3月
実施地区 期間	省令第29条 (毎年少なくとも1回) 毎年1回		省令第2条 (毎年度上期及び下期毎 に年1回)	
	実態	10地区 1日間	6地区 7日間	10地区 1日間
実施形態	試験	講義(6日間) 試験(1日間)	講義 (演習)	講義 (演習)
受験(講)者 (21年度実績)	11,719人 (移行措置を除く)	1,907人	13,925人	3,557人
合格率等	20~30%	60~70%	受講修了者	受講修了者

エネルギー管理研修

修了試験課目

※ **【必須基礎区分】** + [分野専門区分を選択]



【必須基礎区分】

I エネルギー総合管理及び法規

[熱分野専門区分]

II 熱と流体の流れの基礎

III 燃料と燃焼

IV 熱利用設備及びその管理

[電気分野専門区分]

II 電気の基礎

III 電気設備及び機器

IV 電力応用

(2年間の課目合格制度あり)

実行体制

(財)省エネルギーセンター

事務局:エネルギー管理試験・講習センター
試験部

省エネ法第10条 エネルギー管理士試験は、経産大臣が行なう。指定機関に試験事務を行わせることができる。

試験事務:試験実施, 手数料収納, 合格書交付, その他

エネルギー管理士試験員委員会

- ・業務内容:試験問題作成, 採点, 合否判定
- ・メンバー:大学教授, 実務経験者など
- ・人数: 熱分野, 電気分野 各数10名

エネルギー管理研修終了試験委員会

- ・業務内容:研修内容検討, 合否判定
- ・メンバー:大学教授, 実務経験者など
- ・人数:熱分野, 電気分野 各10数名
講習そのものは, 専門家が実施。

